同項第三号中「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「第四十一条第五項」を「第三十六条の規定による基準の策定及び確認、第四十一条第四項」に、「同条第六項の規定による通知、同条第七項」を「同条第五項の規定による通知、同条第六項」に、「同条第八項において準用する同条第六項」を「同条第七項において準用する同条第四項」に、「同条第七項において準用する同条第六項」を「同条第七項において準用する同条第五項」に、「同条第八項において準用する同条第七項」を「同条第七項において準用する同条第六項」に、「及び同条第四項の規定による通知」を「、同条第四項の規定による通知並びに第五十条第一項及び第二項の規定による基準の策定及び確認」に改め、同条第二項中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第七条の二第三項の書類、同条第五項の公表及び第七条の三の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・国土交通省令

第百十四条第二項に次の二号を加える。

三　第二十九条の二第三項の書類、同条第五項の公表、第二十九条の三の実施状況の報告及び第三十条第二項の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・総務省令・経済産業省令

四　第三十五条の三第三項の書類、同条第五項の公表、第三十五条の四の実施状況の報告、第四十二条の二第三項の書類、同条第五項の公表、第四十二条の三の実施状況の報告及び第四十四条第二項の実施状況の報告に関する事項については、内閣府令・経済産業省令

第百十四条を第百六条とする。

第百十五条第一項中「、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）」を削り、同条を第百七条とし、第百十六条を第百八条とする。

附則第二条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改め、同条第二項の表一の項中「第七十八条第二項及び第三項、第七十九条、第八十条並びに第八十三条」を「第七十条第二項及び第三項、第七十一条、第七十二条並びに第七十五条」に改め、同表二の項中「第八十二条」を「第七十四条」に改め、同表三の項中「事業」を「事業等」に、「平成三十四年度」を「令和十四年度」に、「第八十九条及び第百五条から第百八条まで」を「第九十条及び第九十四条から第百条まで」に改め、同表四の項中「第百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改め、同条第三項を削る。

附則第三条を削る。

附則第四条第一項中「第七十三条各号」を「第六十八条各号」に改め、同条第二項及び第三項中「第七十三条第一号」を「第六十八条第一号」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条第一項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第百五条第三項」を「第九十四条第三項」に改め、同条第七項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第八項中「第百五条第三項」を「第九十四条第三項」に改め、同条を附則第四条とし、附則第五条の二を附則第五条とする。

附則第六条の前の見出し及び同条を削る。

附則第七条第一項中「旧法の失効」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。）の失効」に改め、同条を附則第六条とし、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則第八条を附則第七条とする。

附則第九条中「第百七条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を附則第八条とし、附則第十条を附則第九条とし、附則第十一条を削る。

別表中「第百五条」を「第九十四条」に改め、同表二十一の項中「老人福祉法」の下に「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を加える。

（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正）

**第二条**　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十二条第一項」の下に「及び第二十六条第二項」を加える。

第二十六条第六項中「第二項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、日米安全保障協議委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還されることとなった場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、合同委員会において返還が合意されていない区域を含む土地の区域であって、同項各号のいずれかに該当するものについても拠点返還地として指定することができる。この場合において、当該指定は、当該指定に係る区域が第二号に掲げる要件に該当することとなる当該駐留軍用地の返還をアメリカ合衆国から受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。

一　当該指定に係る区域において一体的な土地利用が見込まれること。

二　当該指定に係る区域の相当部分について、合同委員会において返還が合意されていること。

第二十七条第一項及び第二項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

**第三条**　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第十二条の二第二項第一号中「若しくは産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。）又はこれらの法律」を「又はこの法律」に改める。

第十九条第一項第一号イ中「既成市街地」の下に「若しくは駐留軍用地跡地（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地をいう。）」を加え、同項第三号中「若しくは造成」及び「、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備」を削り、同号ニ及びホを削り、同号ヘを同号ニとし、同条第二項中第三号から第三号の四までを削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十条第一項後段を削る。

第三十二条第二項中「及び融通法」を削る。

第三十三条第一項中「（融通法第十条第一項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この章において同じ。）」、「融通法第十条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体を含む。」、「からホまで」及び「その他政令で定める者」を削る。

第三十五条から第三十五条の三までを削り、第三十五条の四を第三十五条とする。

第三十七条を削り、第六章中第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の五を第三十六条とする。

第三十九条第三号中「、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に改める。

附則第五条中「、第三項若しくは第四項」を「若しくは第三項」に、「行なう」を「行う」に改める。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

**第四条**　簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「平成二十四年度」を「令和四年度」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

**第五条**　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「起算して五十年以内」を「令和八年九月三十日（酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、令和十四年五月十四日）までの間」に改め、同項第三号中「五十年」を「五十二年」に改める。

第八十二条中「起算して五十年を経過した日」を「令和八年十月一日」に改める。